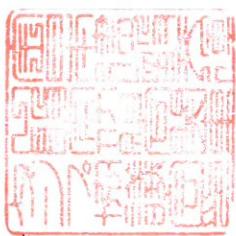


2014年11月4日
全日本建設交運一般労働組合
関東ダンプ協議会
議長 山内健人



改正後の品確法第22条に基づく「運用指針」の策定に関する意見

運用指針の項目 (4) ⑯施工現場における労働環境の改善

その他

【意見①】

新規入場者教育などの際、就労する労働者にその工事現場での職種別設計労務費を文書で明示すること。また現場事務所等に掲示し周知すること。発注機関のHP等で確認できること。

【理由】

不當な中間搾取を防止し労務単価の引き上げが確実に就労する労働者に反映されるようにするため。

【意見②】

一人親方として就労する者には、諸経費も含めた適正な単価が支払われるよう発注者が支払い状況を確認すること。

【理由】

不當な中間搾取を防止し適正単価が確実に支払われるようになります。

【意見③】

国土交通省の指導事項「ダンプトラック等による過積載等の防止について」をすべての発注機関で共通ルールとすること。

【理由】

法令を順守した安全・安心な労働環境の確立は扱い手の育成に不可欠であるから。

【意見④】

工事現場における建退共証紙貼付実績を発注者に報告すること。

【理由】

労働者が長く建設業界で働くうえで建退共の役割は重要である。しかし、多くの発注機関では証紙の購入か確認しないため、労働者への証紙貼付が徹底されていないから。

【意見⑤】

一人親方として就労する者には、労災保険に特別加入することを就労条件とすること。

【理由】

一人親方には現場労災が適用されない場合があり、安心して働く労働環境をつくるために加入を義務化すべきである。保険料については元請などが応分の負担をすること。